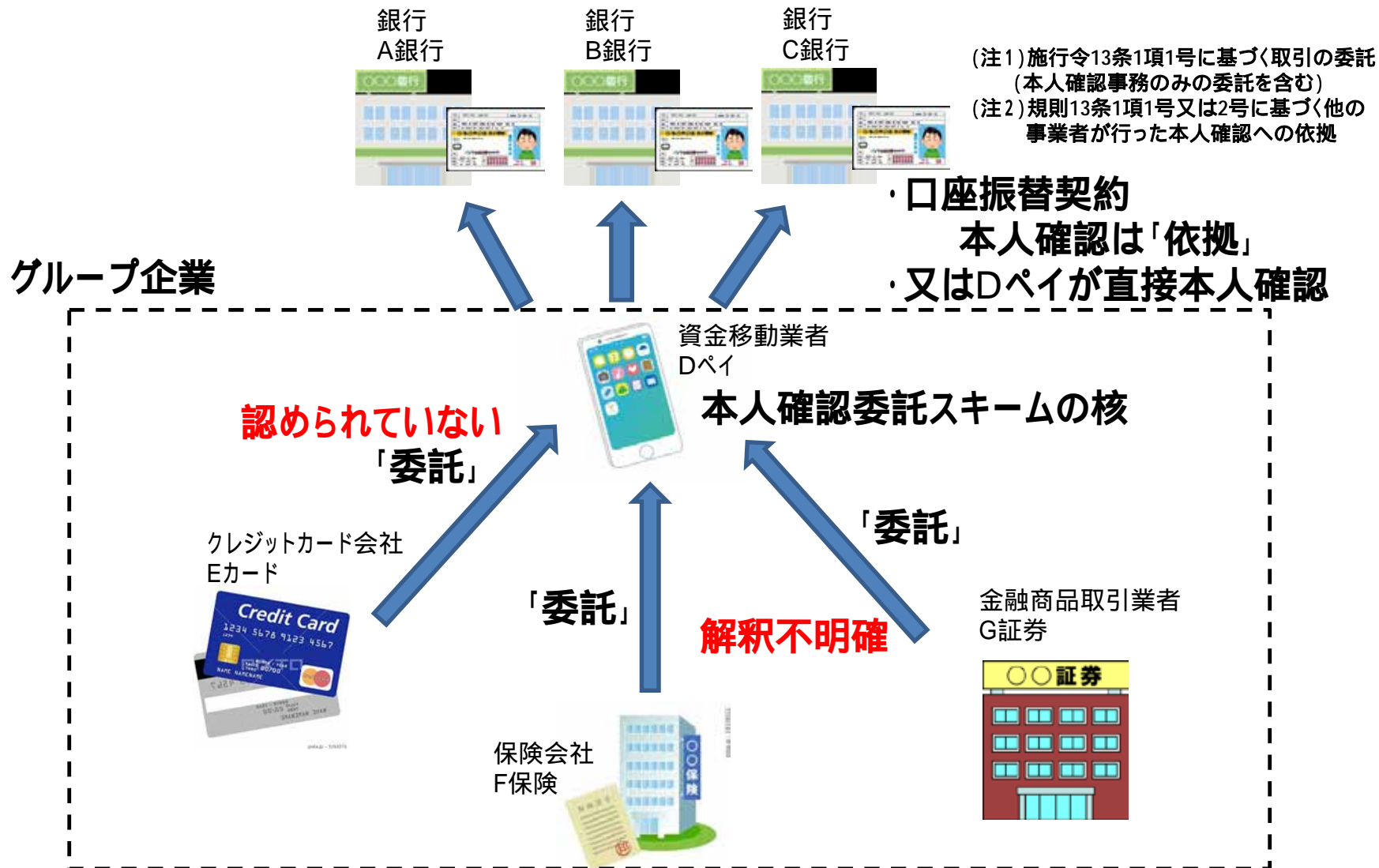


# 取引時確認の合理化について

2019年4月11日

# 取引時確認の合理化 事業者がやりたいこと

- 資金移動業者を中核とする場合。
- **クレカからの委託(注1)を認めること、** **依拠(注2)元への委託が可能であること**の確認。



# 取引時確認の合理化 事業者がやりたいこと

- 資金移動業者でないベンダーAをオペレーションの中核とする場合。
- Cペイの「業務委託」を受けAが本人確認作業を行う（Aは確認済でないため）。
- 当該顧客について、他金融機関（BD）がAに既にCペイとして確認済であることを確認することで、本人確認手続きは不要に（「委託」）。
- この時、最初の本人確認の法的な実施者（確認記録保持者）は、「業務委託」の委託元であるCペイ。そのため、BDからの「委託」は法的にはCに対するものである必要。
- **BDについてもAへの「業務委託」を行うとともに、C, B, Dが相互に上記の「委託」を行うことにより、いずれかの事業者が本人確認済の顧客との取引について本人確認を要しないこととできるか、念のため確認。**
- この場合、BDCの間で相互の「委託」について、ベンダーとBCDとの間で「業務委託」について契約関係が必要と考えられるが、相互委託スキームの規約に基づいた包括的な契約締結で足りることを念のため確認。



# (参考) 現行法上の概念

クレジットカード会社  
Eカード



銀行  
A銀行



資金移動業者  
Cペイ



	業務委託	委託	依拠
概要 (例)	本人確認の事務作業をCペイがA銀行に委託	1. A銀行の利用のためAが本人確認 2. Cペイが同じ顧客について、A銀行に既に確認済であることを確認	1. A銀行の利用のためAが本人確認 2. Cペイが同じ顧客について、A銀行に既に確認済であることを確認 (顧客が、A銀行を振替口座としてCペイを利用する場合に限る)
ユーザー	本人確認書類を提出	提出不要	提出不要
法的効果	通常の本人確認	本人確認をしなくてよい	本人確認をしたこととする
条文	なし	施行令13.1.1	規則13.1.1

# 参考条文

## 犯収法

(取引時確認等)

第四条 特定事業者（第二条第二項第四十三号に掲げる特定事業者（第十二条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客等との間で、別表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く。）を行うに際しては、主務省令で定める方法により、当該顧客等について、次の各号（第二条第二項第四十四号から第四十七号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）に掲げる事項の確認を行わなければならない。

一 本人特定事項（自然人にあつては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあつては、その者の本人特定事項

2 (略)

3 第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第六条の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であつて政令で定めるものについては、適用しない。

## 施行令

(既に確認を行っている顧客等との取引に準ずる取引等)

第十三条 法第四条第三項に規定する顧客等との取引に準ずるものとして政令で定める取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 当該特定事業者が他の特定事業者に委託して行う**第七条第一項第一号**に定める取引であつて、当該他の特定事業者が他の取引の際に既に取引時確認（当該他の特定事業者が当該取引時確認について法第六条の規定による確認記録（同条第一項に規定する確認記録をいう。次号において同じ。）の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている顧客等との間で行うもの

## 施行規則

(法第四条第一項に規定する取引に際して行う確認の方法の特例)

第十三条 第六条、第九条、第十条、第十一条第一項及び前条の規定にかかわらず、特定事業者は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認を行うことができる。ただし、取引の相手方が当該各号に規定する取引時確認若しくは相当する確認に係る顧客等若しくは代表者等になりすましている疑いがある取引、当該取引時確認若しくは相当する確認が行われた際に当該取引時確認若しくは相当する確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等若しくは代表者等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等又は代表者等を含む。）との間における取引、疑わしい取引又は同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引を行う場合は、この限りでない。

一 令第七条第一項第一号ハからヨまで、ソ及びナに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、**特定の預金又は貯金口座における口座振替の方法により決済されるものにあつては**、当該口座が開設されている他の特定事業者が当該預金又は貯金口座に係る同項第一号イに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等について取引時確認を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

二 令第七条第一項第一号ハからヨまで、ソ及びナに掲げる取引並びに同項第二号及び第三号に定める取引のうち、**法第二条第二項第三十九号に規定するクレジットカード等を使用する方法により決済されるものにあつては**、当該クレジットカード等を交付し、又は付与した他の特定事業者が当該クレジットカード等に係る令第七条第一項第三号に定める取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等について取引時確認（前号に掲げる方法によるものを除く。）を行い、かつ、当該取引時確認に係る確認記録を保存していることを確認する方法（この方法を用いようとする特定事業者と当該他の特定事業者が、あらかじめ、この方法を用いることについて合意をしている場合に限る。）

---

參考資料：  
2018/12/6投資等WG資料(抜粋)

## 7 取引時確認の合理化・効率化について

- 銀行等マネロン対策のノウハウに長けた金融機関に取引時確認事務を集約できるような制度改善  
例：銀行 カード会社への委託はできるのに逆ができないという点を改善
- コンソーシアム等特定事業者の集合体を活用したワンストップの取引時確認の仕組みを拡大する環境整備  
例：どのような組織体・規約・契約関係等にすれば法による要請をクリアするのか明確化  
例：反社DB等を特定の業種以外も活用できるようにする
- 委託・依拠できる範囲の拡大・解釈の明確化  
例：特定事業者Aによる取引時確認に口座振替等により特定事業者Bに依拠したものが含まれる場合にも特定事業者Cから特定事業者Aへの委託ができることを明確化

## 8 取引時確認の合理化・効率化について

### 【前提:現行法上の委託と依拠】

他の特定事業者が過去に行った取引時確認を活用できる方法

#### ( 1 ) 特定事業者への**委託** (法4条3項、施行令13条1項1号、2項、施行規則16条1項1,2号)

特定事業者A (委託元・限定有) が他の特定事業者B (委託先・限定無) に対し、

**施行令7条1項1号に定める特定取引**を委託 (事務委託含む) する場合

Bが他の取引で取引時確認を行い確認記録を保存していることをAが確認

Bが確認記録を既に行っていることをAが記録

è Aは**取引時確認をしなくてよい**

#### ( 2 ) 銀行・クレジットカード会社への**依拠** (法4条1項、施行規則13条1項1,2号)

特定事業者Aが施行令7条1項1号ハ～ヨ、ソ、ナ、2号、3号に定める取引において、

Aが予めその銀行/カード会社と合意している

(A)銀行口座振替 または

(B)クレジットカード引き落とし

その銀行/カード会社が取引時確認を行い確認記録を保存していることをAが確認

è Aはこの方法で**取引時確認ができる** (確認記録は作成保存する)

( 1 ) ( 2 ) いずれも、なりすましの疑い等疑わしい取引等は除く



## 9 取引時確認の合理化・効率化について

### 【課題1】

施行令13条による委託が可能な特定事業者が限定されている

### 施行令7条1項1号に定める特定取引

クレジットカード発行契約等、1号以外の取引が含まれない

- è 銀行からクレジットカード会社取引時確認の委託はできるのに、クレジットカード会社から銀行には委託できない
- è 銀行等マネロン対策のノウハウに長けた金融機関に取引時確認事務を集約できない
- è 複数の業種の特定事業者にまたがった場合コンソーシアム等を活用した委託が実現できない

○ 施行令13条による委託が可能な対象取引を、「**施行令7条各号に定める特定取引**」とする等、制度改正をお願いしたい

# 10 取引時確認の合理化・効率化について

## 【課題2】

同業金融機関同士のコンソーシアムは実証実験がされているが、コンソーシアム自身は特定事業者ではないため、参加する特定事業者同士の委託が成立するような仕組みが必要と思われるが、どのような契約関係であれば実現できるのか必ずしも明確にはされていない

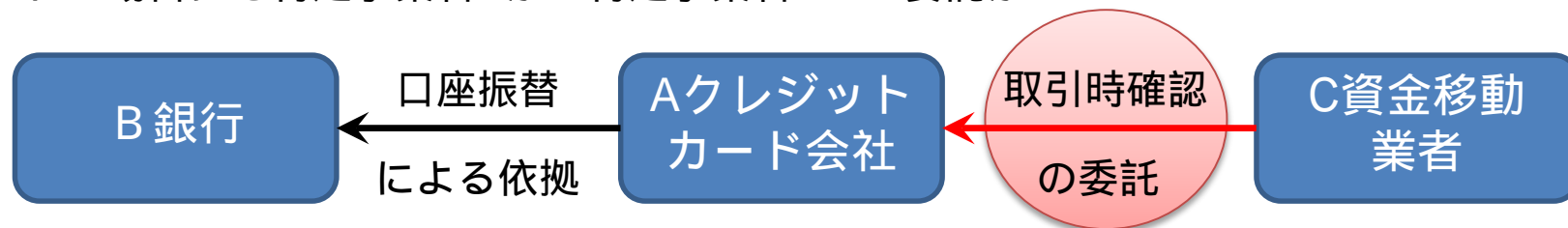
- 業種をまたがった複数の特定事業者がコンソーシアムのような機関を通して施行令13条の委託による取引時確認の効率化を図る場合、どのような組織体・規約・契約関係等にすれば法による要請をクリアするのか明確化していただきたい

# 11 取引時確認の合理化・効率化について

## 【課題3】

施行令13条による委託と施行規則13条による依拠の組み合わせの可否が明らかでない

例：特定事業者Aによる取引時確認に口座振替等により特定事業者Bに依拠したものが含まれる場合にも特定事業者Cから特定事業者Aへの委託ができるか？



依拠の場合A社に取引時義務自体は残っており、確認記録も作成・保存されていることから、CからAへの委託も可能なのではないか？

- 特定事業者Aによる取引時確認に口座振替等により特定事業者Bに依拠したものが含まれる場合にも特定事業者Cから特定事業者Aへの委託ができることを明確化していただきたい

**Hello, Future!**

